

17:30-18:00

## 【第1部】2023目標の方向けQ&A ご質問内容

計算

1/5 Q.こんばんは。フルタイムで働きながら勉強を進めているのですが、計算に時間を取られて企業法の勉強が十分にできていません。

具体的にはテキストをじっくり読むことや一問一答で間違えた際にテキストに戻ってその周辺知識を復習するということができてません。ミニテストは毎回12点/15点くらいです。

時間配分

通勤時に宮内先生の授業を音声でひたすら聴きまくってはいるのですが、社会人の受講生として企業法はどのように学習を進めたら良いでしょうか。

短問 \* A★

六五

\* テキスト太本. Xも書き

講義前後or

1~10分/日 電車  
ストップ&ゴー

2/5 Q.今宮内先生のライブ講義に参加しています。  
企業法の復習ですが、テキストを読むことと短答の問題を解くようにしています。私は初学の1周目のためAの問題のみを回しています。

(計算で手一杯であることや、Aの問題だけをやってもあっという間に1週間が過ぎ授業がやってきます)

BやCは上級に入り2周目以降でも問題ないかなと考えているのですが、今の段階からB以上の問題も回した方がよいのでしょうか。

3.4周目で。

3/5 Q.

企業法の問題集の解答欄を隠しながら解いているのですが、ページ移動や不意にずれて解答が見えてしまいやりにくいです。何か良いやり方がありますでしょうか？

また、問題集の修正になってしまいますが、○×のみをページ下に纏めると左手で隠せるようになって解きやすくなると思うのですがいかがでしょうか？

Q.企業法の論文問題の解答をたまに読んでみると、解答例にはたくさんの条文番号が出てきます。

実際、合格者の答案はどの程度まで条文番号等が正しく引けて書けているのでしょうか。

模範解答だけを見ていると、(今の段階では)とても書けるように思えず、リアルな合格答案の感じを知りたいです。

↓

合格者答案を一部ご紹介します。

Q.現在大学2年で23年度の論文合格を目標に勉強しています。上手いけば大学4年の夏に論文に合格できるので勉強時間確保のために大学3年と大学4年の前期は大学の授業を少なめに履修し、大学4年の後期に多めに履修しようと思っています。

この場合、大学4年の後期では平日は毎日授業があるのですが、就活などで大学の授業に出られなくなるということはあるのでしょうか？

また、論文式の合格発表後の具体的なスケジュールについても知りたいです。

↓

参考までに、論文後ホームルームレジュメを画面共有します。

18:00 - 19:00.

## 【第2部】短答対策Q&A ご質問内容

1/5 Q. 企業法の点数が半分も行かず、12月短答に落ちてしまいました。体系立てた理解ができていなかった上に、直前期に他の科目に時間をとられて企業法まで手が回らなかったことが原因だと考えています。

8月論文を見据えて5月短答を受験するためには、ただ短答問題集を回すだけではいけないだろうとは思っているのですが、具体的にどのような点に気をつけて勉強すればいいかが分からないので、是非教えていただきたいです。

論文. 3ヶ月 (あと)

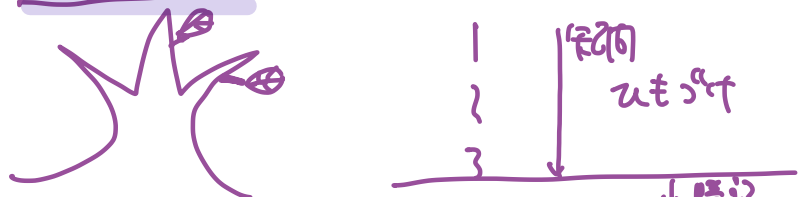
テキスト太極. 細極. まとめ表

短問 A. (論文) → 六法

2/5 Q. 企業法の勉強方法について質問です。

12月短答で55点で、5月短答を再チャレンジする者です。

論文に向けての勉強を3月までやろうと思っておりますが、短答の勉強(短答問題集など)は4月からやるやり方でも大丈夫でしょうか？  
ちなみに12月短答ではA問題を半分ほどしか取れませんでした。



3/5 Q. 21年用?の古い六法を使っています(表紙表記R2年版)。今からでも新しい版に買い換えたほうがいいのでしょうか？また、以前仰っていた監基報ももう購入したほうがいいでしょうか？(22年目標5月短答確実)

↓  
2月~.

1/2 → 4月 TAC.

R3 → そのままで OK

Q. 短答式試験を中々合格出来ず、受験年数が長くなってきた者です。  
毎回次の本試験までに勉強が間に合わなかったりして、思うように点を伸ばせていません。

特に企業法についてなのですが、過去勉強した知識はすぐ忘れていき、約6ヶ月の間に論文の講義見たり、新目標年度の短答講義を見たり、新目標年度のテキストの作り込みをやり直したりしていると、毎回ゼロからのスタートで学習の蓄積があまりされず、結局間に合わないという繰り返しになってしまっています。

理論科目(特に企業法)について、定着して忘れにくいような勉強方法があれば教えていただきたいです。

毎日 10分  
全科目 1週間  
時間配分  
重要度 短答 論文 特定 ... 短答 条文 一部  
input. ... Web 検索 サイト  
太枠、ゴシック体  
テキスト太枠など  
暗記

Q. 今回の短答試験(初めての短答試験)で、企業法は3割ほどしか取れませんでした。

今後は論文対策の問題を使って勉強した方がいいですか?それともテキストの太枠を中心にもう一度テキストを読み直した方がいいですか?  
また、論文対策問題を使う場合、テキストの読み直しの場合の両方で1時間に何問もしくは何ページ進めばいいのか、目安を教えてください。  
宜しくお願い致します。

理論. テキスト.

・短答 → 条文

A★  
( スキル 論文 分析 1日1.2回  
1回10分

19:00 - 20:30

## 【第3部】論文対策とその他自由質問Q&amp;A ご質問内容

## Ⅰ. 論文初年度/短答・論文同時進行の方から

## 1/23 論文対策開始について

Q.企業法の論文対策について質問です。

私はこれまで短答に向けての勉強のみをしてきました。そのため、テキストの論証例や問題集の論文編はほとんど読んでおらず、条文も暗記できていません。

年明けの論文基礎答練や論文対策講義が始まるまでにやっておくべきことを教えていただきたいです。

答案作成ポイント讲义.

問題への所在理解. 趣旨

2/23 Q.企業法の論文問題集の効果的な使用方法を教えてください。

H18~退任間 事例.

特に H27~

... 論文対策講義 (8A9)

3/23 Q.12月短答→8月論文に進むことになりそうなのですが、初年度生でも論文対策講義を受ける必要はありますか。

1/19-アケ入

4/23 Q.企業法について質問です。短答の時はテキストではなく、校舎の講師が作成してくださったレジュメを中心に勉強していました。論文ではテキストに変えたいと思っています。ですがテキスト内の重要性の高い箇所の判断が合っているのか不安です。テキストで枠に囲われたところを中心に押さえしていけば大丈夫でしょうか。

まず本邦. 細科. 趣旨.

5/23 Q.次回初めて論文式試験を受験するのですが、どのように答案を作成するのか、気を付けるべき点などを教わる機会などはないのでしょうか。

↓

答案作成ポイント講義と論文答練解説、12/14(火)短答後学習法ホームルーム後半をご視聴くださいませ。

## 短答/論文同時進行について

6/ Q.2022年5月短答8月論文に向けて勉強しています。

短答の結果はあまり良くなく、短答メインで学習予定です。

企業法の短答対策と論文対策は別物という話を聞き、5月短答までの期間の論文対策をどの程度行えばいいか分かりません。 ~~理解~~

⑥ 答案の作成法を学ぶに留めるか、論点の論証例まで暗記すべきか、  
はたまた5月短答以降に一気に論文対策を行うのか、最適な学習法を  
教えてください。

テスト対策

論 論対 答案作成  
論 テスト対策 型

7/ Q.12月短答を受けたのですが、企業法は65%とりました。しかし、短答  
問題集中心の学習でしたので、趣旨の理解が足りないのか、正答率の  
高い問題を2、3問ほど落としました。

自分としては趣旨などの理解が不十分なのかと思っており、授業を倍速  
で受け直しながら受けた論点の論文対策問題集に取り組むといった形  
で学習しています。もし、もっと効率良いやり方があったり、アドバイス等  
ありましたらご教授頂きたいです。宜しくお願いします!

テスト対策

8/ Q.今回の12月短答式試験が不合格で、5月短答式試験を受けること  
になった場合に、その短答にも生きるような論文対策のやり方、細かい  
勉強方法などあれば、是非聞いてみたいです。

## 論文再スタートの方から

9/23 Q.21年度の論文に不合格となり、企業法が足切りでした。模試までは企業法の判定が良かったので問題集に載っている論点や典型論点だけに対応できるようになっていたのかなと思い、テキストを重視した勉強(太枠細枠)をしようと思っていますがどのように勉強したらよいでしょうか。

～3月末

10/23 Q.宮内先生への質問です。2022論文試験を受けました。本番の感覚として、同じ問題は2度と出ない、問題集の後ろの約100個の論証例を単に覚えても対応できないと感じたため、今まで、教科書インプットと講義2倍速で聞くことを中心に勉強を進めてきました。  
今後約100個の論証はどのように使えばいいですか？  
またインプットはいつまでに終わらせればよいですか？

11/23 Q.21年5月短答合格後に論文基礎答練を受けました。  
基礎答練では素点で45～55点を取っていましたが本番では44点(調整後得点①23.45、②20.65。素点不明。)でした。  
この場合、足りていないのは知識でしょうか？それとも論文の答案作成能力でしょうか？

12/23 Q.論文受験後～今日まで企業法の勉強に身が入らずあまり進められていません。まず何から始めればよいでしょうか。  
5月短答合格後も他科目との兼ね合いで企業法は答練を受ける以外していませんでした。よろしくおねがいします。

## その他

13/ Q. 短答式試験はボーダーを上回りそうですが、短答本試験の企業法の点数が4~5割程度と悪かったです。

企業法は短答答練でも同じ位の点数でした。

直前期に時間がなく、あまりテキストの内容を理解できずに問題集だけを回転させてしまっていました。

また講義も、当時溜めてしまっており、なんとか視聴し終えたものの、とりあえず消化したような形になってしまいました。

入門基礎マスターと上級講義を倍速で聞き直して、テキストの内容をインプットするのは得策ではないでしょうか。そのように復習する場合には、テキストに戻る&論文問題集を解いてみる、というように進めれば良いですか？

また、短答式しか出題されない論点で、論文式に不要な論点があれば教えていただきたいです。

14/ Q. 今年8月論文不合格後に、他校からTACへ移籍してきたものです。  
13/ 企業法の論文対策について質問です。

新しくテキストを参考にしつつ、論文問題集をベースに学習を進めているのですが、テキストの中で論文で重要な部分と短答のみの論点の区別が明確に把握できていません(マーカー等も引いておりません)。

テキストを読み進める上で、すべて読むと、かなり時間がかかってしまうので、論文対策で特に重要な部分を教えて頂くことは可能でしょうか(論文問題集を進める上で、最低限理解しておくべき骨格部分など)。

15/ Q. 企業法で、短答までほとんど条文を見ないでテキストと問題集だけで勉強をしていたのですが、論文に向けてまず条文を一通り見ることが最優先でしょうか？

16/23 Q.企業法について質問です。

短答式試験までテキストをあまり使わず、レジュメと問題集で勉強してきました。

論文式試験に向けてテキストでの理解を深めた方が良くと思うのですが、今までテキストの作り込みをしてこなかったのではほとんど書き込みがなく、マーカーも適当に引いていたため、論文での重要論点やポイントなどが分からなくなっています。

WEB論点別講義を受けてマーカーを引き直すことも検討しているのですが、あまり時間をかけすぎるのもどうかと思っています。

現状からのテキストでの勉強の進め方についてアドバイスをいただきたいです。

16/23 Q.論文対策講義、答練等で考慮されているとは思いますが、私自身でも監査審査会HPで「出題の趣旨」を読んでおく方が勉強の指針となりますでしょうか？また読むなら3~5年が良いでしょうか？

17/23 Q.論文対策で自分でもGoogle検索してみたのですが、法的三段論法

とはどのような三段論法のことをいうのでしょうか？

大前提  
↓  
小前提  
↓  
結論

④2) ⑧RM.  
①-④  
本問に照らすと  
よて、～

18/23 Q.論文対策で質問ですが、租税、経営を優先的にやるというのはわかるのですが、他の4科目は、論文対策講義からやるのか、答練をいきなり受ければいいのか、問題集をやればいいのか、答案作成ポイントから視ればいいのか4科目自体何から始めればいいのかよくわからないので教えていただきたいです。

↓

まずは答案作成ポイント講義から視聴しましょう。

19/23 Q.財務、管理の計算の論文で出題可能性が高い分野で短答の出題可能性が低い論点の一部切っていた論点があります。

また、企業法と監査論の典型論点のインプットにも不安があります。租税、経営も新しい知識をインプットしなければいけないという状態で、優先順位ってどの科目からになりますか？

→ 27.(A) Q&A.

29/33 Q.法令基準集についての質問です。

まだ次回の論文(令和4年度)のものが販売されていないようなのですが、その購入可能時期より先に基礎答練が始まりそうです。

X 基礎答練前に令和3年度の物を手に入れておくべきなのか、あるいは最新の物の販売まで待ってもよいのか教えていただきたいです。

21/23 Q.Twitterなどで、基礎マスターの範囲が重要とよく見るのですが、テキストのどの部分が基礎マスターの部分なのでしょうか。

(新しくTACへ移籍してきて、論文専攻上級本科生での申込をしたため基礎マスターの講義を受けることができないため、教えて頂けると嬉しいです。)

→ 27.(A) Q&A.

↓

参考までに、学習進度表を画面共有します。

22/33 Q.科目の質問ではなく恐縮なのですが、自習室の解放時間は今後も短縮した時間が続きそうでしょうか…？

↓

ご不便をおかけしており、誠に申し訳ございません。

自習室の開放時間につきましては、感染症予防の観点から、常に受講生の皆さまの安全性を第一に考え、通常時間にお戻りする時期を検討しております。最近ではオミクロン株の拡大懸念も生じており、確実なご案内が難しい状況となっておりますが、常にTAC全社として感染症状況のモニタリング・検討を続けておりますので、何卒ご了承ください。

Q.【財務理論】

23/ テキストの読み込み不足の論点は、もう一度読み返しつつ、余白に論文  
12/ 確認集のメモ(丸印つけたり)をすれば良いですか？  
それ以外にしておいた方がよいことがあれば教えてください。

# 企業法の論文答案を書く際の重要事項

<問題文を読む前に4つの各設問（問題1 問題2）に次の2点を書いておく！>

・第1関門？

・〇型？

1-1が 2-1  
1-2セ 2-2

論問 Last.

「第1関門？」とは、当該設問で訊かれている事例で適用が問題となる最も重要な会社法などの条文・制度である。答案に必ず（忘れず）指摘する必要がある。ここを外すと当該設問が0点の可能性が高まる。実質的に第1関門だけの設問もあり、その場合はかなり点数が稼げることが多い。ただし、設問によっては第2関門（第1関門の次に重要な会社法などの条文・制度）が存在する設問もあり、第1関門→第2関門と指摘できていると、点数が飛躍的に高まる人が多い。

「〇型？」とは、当該設問が例えば事例型問題なのか成立要件充足性検討型問題なのか（現在はこの2つが主流）比較型問題なのか制度説明型問題なのか、という論文を書いていく際の論述パターンである。

令和に入って、サプライズ部分（「えっ！これ何？知らない！」と受験生を驚かせるような論点など）が含まれる問題が出題されている。サプライズ部分に驚き気が動転すると、「第1関門」も「〇型」もすっかり忘れて、訳の分からない答案を書くおそれがある。だから、問題文を読む前に各設問（通常4か所）に「第1関門？」と「〇型？」と書いておく！

細かな答案作成のテクニックも重要だが（論文答練の解説で話します）、第1関門を外さないことが前提のテクニックです。第1関門は「知識」の定着の問題だから、答練を真面目に受けること（本番前に間違えて深く反省する機会を多く持つこと）、テキストを目的意識をもって読み込むこと（今読んでいる条文・制度が出たら間違えずに指摘できるか）、が大切です。

<企業法・論文対策講義（全6回）の次の部分だけは視聴を！>

第1回 冒頭15程度の講義部分

20分程

第2回 第3問（令和3年第2問）の解説部分（事前に15分で当該問題の答案構成をしてから聴くこと）

第3回 第3問（令和3年第1問）の解説部分（事前に15分で当該問題の答案構成をしてから聴くこと）

※ 第2回と第3回では合格者の方からご提供いただいた情報開示答案を使って「素点」と実際の「得点」（調整後得点）の情報を解説します。

合計  
3回  
ほど

論点

題意

(自分の  
言葉でも可)

2-(3) ①

テキスト  
下付

要件

条7

OK

要しOK

H24  
「経済判断」  
OK

テキスト

條上  
スル

サライズ  
部分

OK

よめこまは  
2行ほど

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問題1 | 役員等に損害賠償を求めたAは、任務解任の責任が認められず必要が<br>解(427条1項)の任務解任責任が認められずためには①役員等に任務解任がある<br>こと②Aの過失があること③会社に損害が生じたこと④任務解任と<br>損害との間に相当因果関係があることと満たす必要がある。この点、Aは<br>経済判断に下破性がない。また数量が大きいので損害が生じておらずに<br>責任が認められずおらず、経済判断原則を主張している。しかし、Aは<br>B、Cに対して不執行連帯責任を主張し求めている。これは悪意による悪意<br>義務(55条)違反に於いて任務解任であり、①④と一致する。また当該Aの<br>行為により会社に1億円の罰金を科せられており③④も満たす。<br>したがって、任務解任は認められずAの主張は認められず。                                                                                                                                                                                                                  |
| 問題2 | 株主が責任追及等の訴えを提起するには64日前から3ヶ月経たず<br>株式を有する株主が役員等の責任について訴えを提起しよう会社に請求し、<br>60日以内に提起されなければ、株主自ら訴えを提起できる(86条1項3号)。<br>公同会社において64日の保有要件が求められるので、株主の入れ替わりが<br>頻りに起きているため、権利の濫用を防止して趣旨からである。<br>また、Aは本件罰金は会社に科せられており、取締役個人に転嫁することは<br>認められずと主張している。この点、取締役は会社から利益を享受した者で<br>あり、責任の所在があるから(310条、民法694条)、会社に科せられた罰金が転嫁<br>し得ることも考えられる。しかし、会社は法によって人格が与えられたにすぎず、自ら<br>意思決定を行うことはできず、決定機関として取締役が必要となる。また、代表<br>権を有する取締役の行為は会社の行為とみなされるから、会社が負う責任は<br>取締役の責任があると考えられる。そのため、Aの主張は認められず。<br>Aは本件訴えを適法に請求しており、前記F1 Aの任務解任責任が認め<br>られずため、Aの請求は認められる。また、会社が訴えを提起した場合、訴えに<br>ついて会社を代表するのは監査役となる(86条1項1号)。 |

3

1

1

11  
5

Xで、かつ  
「提起さ  
ない」

1

点

11  
6  
点

素点 6 → 21.25  
50

ハニヤ  
42.5



# 2-(3) ③

OK

本問は  
違法  
△ 1947条  
適用  
され  
ない  
OK

問題1 Aの主張が認められるためには本件虚偽記載に係るAの判断について、善管  
注意義務(330条 民法644条)、忠実義務(355条)を講じている必要があった。これは、  
取締役に対し株主全体の利益のために業務執行方針を定めるものである。ここで経営判断に  
ついては多種多様な場面が想定されることから簡単に善管注意義務に違反している  
と判断することはできない。しかし取締役が経営判断を基として事実を誤認した  
場合や意思決定過程が著しく不合理な場合については善管注意義務に違反している  
と解する。本問においては、Aは本件債務超過、発覚により、交渉中である  
同業他者との合併が頓挫したことを懸念し、これを回避する目的でBに対して  
本件債務超過がない旨、虚偽の内容を作成するように命じている。また、これに対して  
無限定適正意見の表明を強く求めており、これは意思決定過程が著しく不合理であると  
言える。よってAは善管注意義務に違反しておりこの点について任務懈怠が認められること  
Aの主張は認められる。

テキスト  
例外  
△ ④ ⑤ ⑥

55か? 174  
一定の  
評価

OK

OK

まだ  
3つだけ  
OK

問題2 Dの847条1項による訴えの請求が認められるためには、Aが423条1項に  
違反しているの否かについて検討する。423条1項は委任契約上・法令上の義務違反  
に対して課せられたものであり、これを成立するには①取締役が②任務懈怠について  
故意・過失があった場合に③会社に損害が発生し④取締役の行為と会社の損害に  
相当の因果関係があることが要件として必要である。本問においては①代表取締役  
であるAが②金商法第197条1項及び207条1項に違反したという任務  
懈怠があり、また前述したように著しく不合理な意思決定過程によることから故意に  
なると考えられる。③これにより戊会社は1億円の罰金を課せられており、④この本件  
罰金はAの主導した本件虚偽記載によるものである。よって423条1項の要件を  
満たしておりAの主張は認められる。Aは戊会社に対して本件罰金である  
1億円を賠償する必要があり、この点から、Dの847条1項による訴えについて  
請求は認められる。

×  
せ  
が  
に  
ない

1947  
意図的  
にスルー?

② 両罰  
規定  
ex. ライフ  
有根拠が  
ない

$$\frac{25}{50} \rightarrow \frac{30.05}{50} = \frac{1}{2} = \frac{1}{60}$$